

[参考Ⅲ－４－４]

平成13年2月7日
株式会社新潟中央銀行
金融整理管財人

特別背任事件の告訴について（報道発表）

株式会社新潟中央銀行金融整理管財人は、標記の事件について下記のとおり告訴した。

- 1 告訴年月日 平成13年2月7日
- 2 告訴人 株式会社新潟中央銀行
金融整理管財人 砂田 徹也
近野 茂
預金保険機構
理事長 松田 昇
- 3 告訴先 新潟地方検察庁及び新潟県警察本部
- 4 被告訴人 大森龍太郎（元新潟中央銀行頭取）
永村弘志（前新潟中央銀行頭取）
- 5 告訴罪名 特別背任罪（商法第486条第1項）
- 6 告訴事実の要旨

被告訴人らは、いずれも株式会社新潟中央銀行代表取締役頭取として、同銀行の業務全般を統括していたもので、融資に当たっては、あらかじめ融資先の営業状態、資産等を精査し、確実にして十分な担保を徴求して融資金の回収に万全の措置を講ずるなど、同銀行のため職務を誠実に遂行すべき任務を有していたものであるが

(1) 被告訴人大森龍太郎は、同銀行の取締役らと共謀の上、株式会社富士ゴルフリゾート、株式会社富士中央ゴルフ倶楽部及び被告訴人らの利益を図る目的をもって、平成10年10月29日ころから同11年7月23日ころまでの間、前後8回にわたり、被告訴人の前記任務に背き、両社に債務の返済能力がなく、担保として徴求した株式会社富士中央ゴルフ倶楽部所有の不動産には担保余力がなかったことから、株式会社富士ゴルフリゾートに融資を行えば、その融資金の回収が危ぶまれることを熟知しながら、十分な担保を徴求せず、融資金の回収を確保するための万全の措置を講ずることなく、同社に合計29億8,400万円を融資し、もって、同銀行に同額の財産上の損害を加え

(2) 被告訴人永村弘志は、同銀行の取締役らと共謀の上、前同様の目的をもって、平成11年9月2日ころ、被告訴人の前記任務に背き、前同様の事実を熟知しながら、前同様の措置を講ずることなく、株式会社富士ゴルフリゾートに4,800万円を融資し、もって、同銀行に同額の財産上の損害を加え

たものである。